

稻羽東小学校PTA弔慰規定

第一章 会員

- 第1条 常任委員死亡の場合は、供花10,000円相当、香典金10,000円を供え、三役が会葬する。
- 第2条 会員死亡の場合は、供花10,000円相当、香典金10,000円を供え会長ならびに学年代表および学級代表が会葬する。
- 第3条 常任委員が病気のため長期（14日以上）入院した場合は、見舞金5,000円をおくる。

第二章 教職員

- 第4条 教職員死亡の場合は、供花10,000円相当、香典金10,000円を供え、企画委員が会葬する。
- 第5条 教職員が病気のため長期（14日以上）入院した場合は、見舞金5,000円をおくる。
- 第6条 教職員の配偶者または子女が死亡した場合は、香典金10,000円を供え、会長が会葬する。

第三章 児童

- 第7条 児童が死亡した場合は、供花10,000円相当、香典金10,000円を供え、会長ならびに学年代表および学級代表が会葬する。
- 第2条 児童が病気のため長期（14日以上）入院した場合は、見舞金5,000円をおくる。
- 第3条 児童や同居家族が、震災、風水害、落雷、火災その他これに類する災害にあった場合は、三役と校長とで協議し、その程度に応じて見舞金をおくる。

第四章 付記

- 第10条 本規定に定めの無い事項については、その都度三役と校長とで、協議し執行する。
本規定は、常任委員会において出席者の三分の二の賛成により改正することができる。

（改正 平成16年3月6日、平成16年11月13日、平成18年3月11日）

「稻羽東小学校PTA基金」

1.

『この基金の性格は、資源回収が実施できないなどの諸事情により、将来の年度に稻羽東小PTA特別会計の資金源である資源回収収益金に予定額を補填するための財源とする。また、子どもや地域の方が利用する体育館等の学校施設・設備等の充実を図るために財源も兼ねるものとする。』

2. この基金の額的範囲

この基金『稻羽東小PTA特別会計に補填する額は』は、その年度の「稻羽東小PTA『一般会計』の総予算の半額程度までとします。

3. この基金の財源

この基金は、毎年の資源回収収益金の一部をもって積み立てます。

（平成16年度、常任委員会にて可決）